

保国発第 0330 第 1 号  
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」  
の一部改正について

組合員等からの暴力等を受けた者に係る世帯に属する者の認定の取扱い等については、「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和 3 年 5 月 31 日付け保国発第 0531 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「令和 3 年通知」という。）を発出したところであるが、今般、内閣府男女共同参画局において、「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和 4 年 12 月 26 日 D V 対策抜本強化局長級会議決定）が取りまとめられたこと等を踏まえ、令和 3 年通知を別紙のとおり改めるため、その取扱いに遺憾のないよう取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課及び都道府県婦人保護事業主管課を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局保険課から全国健康保険協会、各健康保険組合、健康保険組合連合会及び各地方厚生（支）局に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者の取扱い等について

組合員や世帯主等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）が避難している場合、組合員や世帯主が当該被害者を当該世帯から外す手続きを実施することは期待できず、所要の手続きに則り、被保険者資格を適正に認定するなど適切に対応する必要があります。

このため、国民健康保険組合における、被害者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成 20 年 2 月 27 日付け保国発第 0227001 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成 20 年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）に基づき、下記 1、4 及び 5 のとおりとし、本日より施行することとしたので、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い計らい願いたい。

なお、オンライン資格確認の導入に伴う DV・虐待等被害者保護については、「オンライン資格確認の導入に伴う DV・虐待等被害者保護に関する関係機関等への周知について」（令和 3 年 2 月 25 日付事務連絡。別紙 1）にて周知しているとおおり、適切に対応願いたい。

また、市町村国民健康保険主管課にあつては、本通知及び「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和 3 年 3 月 29 日付け保保発 0329 第 1 号。以下「令和 3 年 3 月 29 日付け通知」という。別紙 2）に基づく取扱いにより、国民健康保険組合又は健康保険の資格を喪失した被害者が、主に都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）に加入することとなることが想定されるところ、貴市町村内関係部局において、組合員等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書等を発行している場合もあることから、本通知及び令和 3 年 3 月 29 日付け通知の内容について、貴市町村内関係部局に周知いただき、連携して対応いただくとともに、下記 2 から 5 のとおり、世帯主等から暴力等を受けた場合を含め、被害者に係る世帯主の世帯に属する者の認定の取扱い、被害者への被保険者証の速やかな（再）交付や保険料、一部負担金の減免等について、適切に対応いただくようお願い計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課及び都道府県婦人保護事業主管課を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局保険課及び年金局事業管理課から日本年金機構に対し、当省保険局保険課から全国健康保険協会、各健康保険組合、健康保険組合連合会及び各地方厚生（支）局に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、本通知の施行をもって、平成20年通知は廃止する。

## 記

### 1 国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者が被害者となった場合の認定の取扱いについて

国民健康保険組合の組合員の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が、当該世帯から外れる手続きは、組合員からの届出に基づいて行われているところであるが、世帯員である被害者が当該世帯から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、組合員自身から世帯員を世帯から外す旨の届出がなされなくとも、当該被害者から、当該被害者が組合員の世帯に属する者ではないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された組合員等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書又は地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）（以下「民間支援団体」という。）から発行された確認書（以下「証明書等」という。別添1参照）を添付して、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失させる旨の申出がなされた場合には、国民健康保険組合は、以下に定める手続きを行い当該被害者の被保険者資格を喪失させることが可能である。なお、公的機関又は民間支援団体以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関や民間支援団体が証明又は確認することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書等において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合や、被害者の同伴者のみが被保険者である世帯員となっている場合で、被害者本人を保護した旨の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被保険者資格を喪失させることが可能である。

なお、この証明書等は、組合員等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し組合員等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び世帯員の保護等に関する法

律」(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書等と同様の取扱いとする。

上記の被保険者資格喪失の手続きは、次のとおりである。

なお、本手続きを行う前に、被害者が緊急的に保険医療機関等を受診せざるを得ない場合であって、かつ、当該被害者が被保険者証を現に所持していない場合には、国民健康保険組合は、被害者の事情を丁寧に把握した上で、証明書等の提示を受けることにより、当該被害者に対し、被保険者証の再交付等の対応を行うこと。

(1) 国民健康保険組合は、世帯員である被害者から上記の申出がなされた場合には、当該被害者が組合員の世帯に属する者であるか否かについて、別添2の申出書に記載された内容に基づき、確認すること。

(2) (1)を踏まえ、当該被害者が組合員の世帯に属する者ではないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を組合員の世帯から外す届出を提出する、又は組合員の世帯に属する者ではないという申出への反証を示す書類がある場合は当該組合員から国民健康保険組合へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、国民健康保険組合から当該組合員に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、当該組合員に対して直接連絡すること(当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。なお、当該届出又は反証を示す書類の提出までの期限については、文書発出から10日程度とすること。)。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者の被保険者資格を喪失させた上で、その旨を当該組合員に対し通知すること(当該通知の参考様式については、別添4を参照すること)。

当該被害者からの申出内容及び当該組合員から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を当該組合員の世帯に属する者と認める場合は、その旨を当該被害者に対し通知すること(当該通知の参考様式については、別添5を参照すること)。

(3) 当該被害者が被保険者資格喪失後に、都道府県等が行う国民健康保険等に加入するためには、国民健康保険組合の被保険者資格を喪失したことの証明が必要となることから、国民健康保険組合は、当該被害者の被保険者資格喪失手続を行った旨を当該被害者に対し文書を以て通知すること。

(4) 上記取扱いに当たっては、当該被害者の居所等が当該組合員等に伝わることをないよう厳重に管理すること。

なお、当該組合員から当該被害者に係る組合員の世帯に属する者である旨の届出が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認する等、慎重に判断すること。

## 2 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者が被害者となった場合の認定の取扱いに

## ついて

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者である世帯主の世帯に属する者が、当該世帯から外れる手続きは、世帯主からの届出に基づいて行われているところであるが、世帯主の世帯に属する被害者が当該世帯から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、世帯主自身から当該被害者を世帯から外す旨の届出がなされなくとも、住民基本台帳担当課等の関係部局から、当該被害者が世帯主等からの暴力を受けた者である旨の情報連携が行われた場合のほか、上記1と同様、当該被害者から、当該被害者が世帯主の世帯に属する者ではないことを申し立てた申出書とともに、証明書等を添付して、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者資格について喪失させる旨の申出がなされた場合には、市町村は、当該被害者の被保険者資格を喪失させることが可能である。

なお、当該被害者は、避難先に住民票を移す場合もあれば、移さない場合もあり、後者の場合には、資格喪失の届出を行わないまま避難先の市町村を居所として国民健康保険の資格を取得することがある。こうした運用上の措置により市町村間で二重加入の状態となる場合には、二重に保険料が賦課されることとなるため、避難先の市町村において当該被害者から聞き取り等を行い、当該被害者から住所地の市町村に対し避難している旨を連絡するようご案内いただきたい。

その上で、避難先の市町村において、住民登録外の被保険者とし、適用開始年月日を資格取得年月日として登録することとして差し支えないものとする。

※ この場合、避難先市町村における資格取得年月日は、住民登録のある市町村からは継続されない新規の日付となるため、家計の同一性・世帯の連続性の判定対象外とする。

### 3 被害者に係る国民健康保険の適用等や保険料、一部負担金の取扱いについて

国民健康保険組合及び市町村は、1及び2の手続きにより被害者の被保険者資格の認定を適切に行う必要があるが、当該手続きを行う前に、当該被害者が緊急的に保険医療機関等を受診せざるを得ない場合であって、かつ、当該被害者が被保険者証を現に所持していない場合が想定される。

この場合、市町村は、被害者の事情を丁寧に把握した上で、必要に応じて他の保険者や市町村管内住基部局等と連携し、速やかに国民健康保険の適用や被保険者証の(再)交付等の対応を行うこと。

なお、都道府県等が行う国民健康保険の適用にあたっては、原則、都道府県の区域内に住所を有することが必要であるが、住民票がない場合であっても、定住の意思と定住の事実から判断して、生活の本拠を確定し、国民健康保険の適用を行うことが可能であることに留意されたい。

また、当該被害者が保険料や一部負担金の支払いが困難であると認められる場合には、個々の実情に応じて保険料や一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能であるため、被害者の事情を丁寧に把握し、必要な対応を行うこと。

### 4 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

市町村及び国民健康保険組合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合にお

いて、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、保険給付を行う責を免かれる（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第2項）ものであることから、被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関等において被保険者証を提示すれば、一般の被保険者と同様、保険診療による受診が可能であり、この点について誤解のないよう周知を図ること。

#### 5 被害者等に係る医療費通知等の取扱いについて

市町村及び国民健康保険組合は、被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知等の取扱いについて、受診した医療機関から当該被害者等の住所が加害者である世帯主や組合員等に知られることのないよう、当該世帯主や当該組合員等宛の医療費通知等には当該被害者等に係る情報を記載せず、当該被害者等に係る医療費通知は当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。